

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令について
(被扶養者の適用要件)

1. 趣旨

令和元年5月に公布された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)による国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下「国共済法」という。)の改正により、被扶養者の要件として、新たに国内居住等の要件が追加され、令和2年4月1日より施行されることとなる。

本省令において、改正後の国共済法において省令で規定されることとなった国内居住要件の例外となる者等を定めるとともに、被扶養者申告書の記載事項の追加等、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- (1) 改正後の国共済法第2条第1項第2号で省令で規定することとされた被扶養者から除外される者として、以下の者を規定する。【第2条の2第1項(新設)】
- ① 「医療滞在ビザ」で来日した者
 - ② 「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者
- (2) 改正後の国共済法第2条第1項第2号で省令で規定することとされた日本国内に生活の基礎があると認められるもの(国内居住要件の例外に該当するもの)として、以下の者を規定する。【第2条の2第2項(新設)】
- ① 外国において留学をする学生
 - ② 外国に赴任する組合員に同行する者
 - ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
 - ④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②に掲げる者と同等と認められるもの
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者
- (3) 被扶養者の要件を備える者が、第2条の2第2項各号のいずれか(国内居住要件の例外)に該当する場合に、その旨を被扶養者申告書の記載事項に追加する。【第88条】

(4) 経過措置として以下の内容を規定する。

- ① 改正後の国共済法及び本省令の施行により、被扶養者の要件を欠く者で施行日（令和2年4月1日）時点で保険医療機関に入院しているものの被扶養者の資格については、入院期間中は継続させることとする。【附則第2条第1項】
- ② 組合は、本省令の施行日前においても、改正後の国共済法及び本省令の施行により被扶養者の要件を欠く者に係る被扶養者申告書（認定取消）の提出を受理できることとする。【附則第2条第2項】

(5) その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布日 令和元年8月30日

施行日 令和2年4月1日（ただし、2.（4）②については公布日）